

第4回山北町自治基本条例策定委員会 会議録

○日 時 平成24年1月19日(木) 午後2時から5時8分

○場 所 山北町役場防災対策室

1 委員長あいさつ

昨年3回の会議を経て大きな流れは決まったようだが、議会からの質問もあるため目を通し、今後に向けて行きたいと思うのでお願いしたい。

2 議 事

(1) 議題

(ア) 会議の公開について(事務局による説明)

- ・ 公開内容を見て数件の意見も寄せられているため、それらは資料にも反映させている。
- ・ 本日の会議についても、これまでの会議と同様に公開となるため、最後にどこまで公開するかを決めてもらう。

(イ) 前回会議の確認について(資料1について事務局による説明)

- ・ 12月上旬に会議開催通知と同封したが、修正点等があれば示してもらいたい。
- ・ 公開に当ってはこれまでと同様に、委員、事務局として個人を特定できるものは全て削除した上で公開する。

【質疑応答】

委 員： 会議録の自分の部分で口語調でわかりにくいところがあるため、その部分を修正してもらいたい。修正箇所を渡したい。

委 員： 一人の委員からは意見があったが、他の委員について修正等の意見はないようである。

事 務 局： 了承した。なお、本日の会議に欠席の委員からは了承を得ているため、今回は当該委員から指摘があった箇所のみ修正させてもらう。

(ウ) 条例前文で使用する語句について(資料2について事務局による説明)

- ・ 条例前文には山北町の姿や今後を入れる等、各種意見をいただいた。
- ・ 前回会議で前文に入れるキーワードを依頼したが、それを資料2にまとめた。
- ・ 西丹沢や水源という文言を入れた素案となっている。

【質疑応答】

事 務 局： 森林(もり)と書いたが、県では近年、(もり)という表記を外していることから、町条例からも外した方が良いと思う。(もり)と総合計画にも使われており、かなり以前から使われていたと思われる。

委 員： これはルビでないのか。

委 員： 「もり」と平仮名表記した方が分かりやすいとは思う。

事 務 局： 全国的に通じるか否かも必要になる。この条例は山北町を全国に発信するもののため、山北町だけが違う読み方をするのが如何かということになる。

委 員： (もり)をなくした場合、人はどのように読むのか?やはり「しんりん」だろうか?

委 員： ルビをふるということは、このように読むという意味になる。

- 委員： 人によっても受け方は違うと思う。森をイメージする人や清流をイメージする人もいるので、「しんりん」で良いのではないかと思う。
- 委員： 話し言葉として、聞きやすい、話しやすいという点で（もり）としてあると思う。しかし、意味は森林ということなのではないだろうか。
- 委員： ルビなら分かりやすいかもしれないが、平仮名で「もり」とあっても分かり難い。横に（もり）と書いてあっても何だろうと思う。
- 委員： 委員が言うようにやめてしまい、（もり）を外して森林でも良いと思う。
- 事務局： 今日の段階では削除することにしたい。
他の言葉は入れなくてもよいか？全国むけて山北町の場所が地形的に分かるようなものを選ぶとこれらになると思っている。
- 委員： 特に意見がないため、これで進める。

(エ) 山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方について（資料3について事務局による説明）

(オ) 山北町自治基本条例素案（平成23年12月時点）に対する山北町議会議員の意見について（資料4について事務局による説明）

- ・ (エ)、(オ)を事務局から一括説明した。
- ・ 資料3については一人の委員からの意見である。
- ・ 資料4の意見欄は議会への説明時の議員からの質問等で、見解欄はその時の回答となるが、議員からの指摘事項に対する事務局の見解をそれぞれ説明した。
- ・ 事務局見解について事務局からの回答で言い切っている内容と、言い切っていない内容があるが、言い切っていないものは策定委員会からの意見聴取が必要と答えたものである。
- ・ 右側の要検討の列に“○”が付いているものを策定委員会で審議してもらうことになる。

【意見】

- 委員： 資料3から始めたいと思うがいかがか。
- 委員： 資料4を見ると、議員から出ている意見は策定委員会で審議している内容よりも前段階のものと思われる。私が出した意見は原案の最終調整のためのもので、原案が資料4に基づき変わるのであれば、資料3は資料4の検討の後の方が良いと思う。
- 委員： 資料4から始めることにする。

【質疑応答】

(全体関係)

事務局： No.3は行政側を努力義務とすることはおかしいとの意見である。将来への含みを持たせるため、あえて努力規定にしているものだが、厳しくすべきとの意見である。

No.5は条文を簡素化しすぎて分かりづらいため、もう少し細かく書けないかということである。事務局としては条例を簡潔にして、理念条例ということで大きな項目を拾いたいと考えている。

No.7の質問について町職員は町長のもとで働いており、町長の責務は町職員の責務と考えているが、他の事例では職員を規定しているものもある。この点を逐条解説で詳しく説明することも可と考えているが、職員に関する条項を入れることも可である。

No.9は行政と町民とは違い、同じ立場であることはおかしいという意見である。

委員： 議員からの意見に対して、策定委員会としてどのようなアクションをするのか。

事務局： 12月に議決をもらう予定だが、議決までに2～3回は説明する予定。議会へは策定委員会が素案を作り、その後庁内で検討し条例(案)を作ると説明しており、随時経過説明すると伝えた。審議に当たりこれらの意見を策定委員会ではじくことも可能と考えるが、最終的には議決が必要なため、策定委員会で検討していただき、意見を反映させたものを進捗状況で報告する予定である。

委員： 議会からの指摘を踏まえ文言を修正することが必要で、最終的には素案をベースに町で作るということだが、議会で否決された場合、改めて策定委員が召集されるのか。

事務局： 改めて委員を招集する考えは今のところない。他の自治体の事例だが、議会からの指摘を無視して作った自治体があり、その後、議会委員会で審議した結果、条例(案)が否決された自治体もある。今日は町民から出てきた意見をどのように振り分け、意見はあったが委員会として原案どおりとする、または意見に基づき原案を修正する等の振り分けをしてもらえばよいと考える。

委員： 策定委員会設置要綱に基づき山北町自治基本条例に盛り込む事項を町長に報告するのが当委員会の役割と理解している。議員が意見を述べる場合、一町民として意見を述べているものもあれば、町民の代表の立場で意見を述べていることもあるため、対応の仕方が分かれると思う。

資料4の事務局見解欄の策定委員会に諮るという回答に違和感がある。これは議員と策定委員会とが議論していることになる。本来は町長に諮るとし、問題点を整理して重要ポイントを絞ってから策定委員会に諮り、我々としてそれを検討するというものではないのか。

事務局： 議会へは素案を作るのは策定委員会が優先であることを伝えている。また、事務局見解欄は策定委員会向けの資料だが、議会には策定委員会に聞きますと答えている。

委員： 議員や他の町民等、策定委員以外からの意見は今後増えてくると思う。その場合、今回と同じような対応をするのか。その点を決めておく必要があると思う。

事務局： 事務局では今回が最後と考えている。資料3や4の意見、今日の議論を踏まえた策定委員会の意見をもって、町の推進会議に出すと考えている。今日は資料3と4の方向性を出してもらい、事務局で条例(案)を作った上で、推進会議において検討する。推進会議の中でまとまれば次に町民への意見調整をすることになる。そこで投げかけられた課題は役場内部で考えることになる。それを12月議会に条例(案)として示すことになる。

委員： 今後出てくる意見をどのように対応するのかを確認したい。我々は現在匿名になっており直接町民から意見を述べられることはないだろうが、上記のように議員とのやりとりにおいて我々がどのように答えるべきか。個人の意見を述べることはできるが、策定委員としてどのように対応すべきか取り決めておいた方がよいのではないか。

事務局： 基本的には町長への提言がされた後は役場側の話になる。策定委員からの素案に対する意見を踏まえ内部で検討してから正式な素案となるため、その段階では委員から手が離れるということになる。

委員： その場合、全く別の物が出来上がることもあるのではないか。

事務局： それはないと考えるが、そのような場合には再度集まってもらうことになる。役場の推進会議は素案を基に審議することになっている。

委員： 策定に向けたプロセスの全体像があれば分かりやすいと思う。

事務局： 条例を議会に上程するのは町長だが、事務は我々が行う。我々は素案を基に考えるし

がなく、素案を大きく変える場合は集まってもらうしかないと考えているので、大きく変えるつもりはない。

意見をいただき審議はしたが、町長に報告する(案)としては策定委員や事務局の考えもあり原案どおりとしたという説明がつけばよいと思う。門前払いができない。

委員： 意見は聞いているので、門前払いという段階ではないと思う。

事務局： 素案に基づき意見を述べているため、素案を大事にしてくれているのは確かである。

また、よい意見があったのも事実であり、色々なところをチェックしてもらったという意味で議会への説明は悪いことではなかったと考える。

委員： 我々策定委員会の権限がどこまでかという話のだが、我々は町長に提言するまでになるだろう。後は事務局で調整するので、策定委員会に戻して検討しろというのはおかしいと思う。提言を出せば終わりということである。提言を出した後に集まれというのはおかしいことだと思う。

事務局： 条例(案)を否決された場合はもう一度練り直さねばならず、その場合は再策定という手続きを踏まなければならないという意味で、委員長の発言のとおり提言を出したら終わりとなる。

委員： 策定委員会としては町長への提言まで。それ以降は町長と議会との関係で、策定委員会の意図しないような変更があっても、それは町長と議会との責任ということになると割り切るようである。

事務局： No.7について職員を入れても新たに義務が発生するという事はない。役場職員はともかく、町民がどのように感じるかという点が大事と思うが、これについてはいかがか。

委員： No.7の指摘のとおり条例に職員を含める場合は、11条、12条の町長の後に入れることになるのか。

事務局： 別の条項となり、例えば第13条として別に職員の役割及び責務として条文を入れることになる。13条には町の役割と責務とあり、普通に考えれば入れなくても問題ないとは思いますが、他の自治体では職員について、「誠実に職務を遂行や住民の目線にあったサービスの提供をするように努める」等という条文を持っている自治体もある。

委員： 別にあった方が分かりやすいと思う。町長には任期があるが、職員は変わらないため、町長とは違うと見る方もいる。

委員： 町職員の条項を入れることで、他のバランスが悪くなるということがあるのか。

事務局： 条文の多い自治体ではバランスが崩れることがあるかもしれないが、この素案であれば、大きな部分でバランスが崩れることはないと思う。逆に入れることで、より分かりやすくなると思う。

委員： あると分かりやすいと思え、私も委員と同じ意見。

事務局： その場合、町の定義は不要にならないかとも思ったが、町は執行機関としての役割で職員は属人的な定義がされることになるので、町はあってもよいことになる。町職員に関する条文を入れる方向としてよいか。

委員： 入れることにする。

事務局： No.3は第1回の会議で結論が出ている話であることから、先に飛ばすことにする。

(第1条関係)

事務局： No.22については「分担」を削除する。

⇒ 異議なく了承された。

(第2条関係)

事務局： No.24 は「最大限遵守しなければならない」を、以前会議で議論した14条にあるように「最大限」を削除する。また、後段にも出てくるが「しなければならない」を「するものとする」と変えたらどうかという意見が出てくる。

委員： 最大限を削除するのはよいと思うが、「するものとする」とした場合、断言されて強い言い回しになる。

事務局： 「最大限」は削除するが、「するものとする」とするかは、最後に議論させてもらう。

No.25 は「等」が入ると規定や要綱等の細かいものも対象になることから、条例と規則に限定させるために「等」は削除したい。条例は議会の議決、規則は条例に基づいたものしかできないので、修正についてお願いしたい。

⇒ 異議なく了承された。

(第3条関係)

事務局： No.26 は第2号に地方自治法で決まっている各種委員会を入れており、どこの市町村の条例でもこの規定になっているが、職員以外の一般町民も入っているとの指摘を受けた。町長、教育委員会以外は全て一般の方で、その事務局を役場職員が行っている。委員は全て一般町民であることから、素案のままだと、町職員と同様に責務があるということになる。例えば農業委員だが、農業委員は一般町民でなく町の役割を果す必要があるとされてしまうことから、書き方を変えたいと思う。

No.32 については特定を取った方がよいとの意見である。特定とはある程度決まった場所や範囲を指すため、自治会はよいがボランティア団体の場合、特定とはならないことから、議員からの指摘のとおり削除したい。

⇒ 異議なく了承された。

(第4条関係)

事務局： 議員からの意見では、第1～4号にある内容は現状維持の内容であるため、先を見据えて、夢をもてるような条文にすべきではないかとの意見である。また、町の人口は今後減ることになるため、子育て世代や若い世代が入ってくるような将来的なまちづくりが必要なため、5号に何かを追加できないかという意見である。

委員： 子育てのイメージは幸福感なのでそれを膨らませ、1号にある「幸せを感じることができる」の前に「より」を入れ、「より幸せを感じることができる」とするのはどうか。

委員： 人口増加とは他町から人を連れてくるという意味か？本当にできるのか？むしろ、ある程度高齢化した人でも、やっていける町とする方が現実的なのではないか。今の人口構成でも自立できる町等とした方がよいのではないか。

事務局： 子育てや人口増加は個別な話しになってしまう。1号に幸せと入れてあるため、これに尽きるのではないかと思え、付け加えなくてもよいと思う。

ここは追加、修正をせず、原案のままでよいか？また、解説の中に高齢者も自立したまちづくりを進める等を入れることでよいか。

委員： よいと思う。

事務局： 入れることにする。

(5条関係)

事務局： No.41 は情報公開に関する意見である。情報公開の記述を入れることは問題ないが、情報公開条例と個人情報保護条例があり解釈や運用も進んでおり、これらの条例に基づい

て実施するため、あえて記述する必要はないと回答したが、これについてはよろしいか。

⇒ 異議無く了承された。

(第6、7、8、9条関係)

(7条関係)

事務局： No.42 は前回、前々回の会議でも出た話したが、第6条から9条までは法理論的におかしいのではとの意見である。例えば第7条第3項の納税の義務だが、憲法に規定されている内容を条例にまで規定する必要があるのかという意見だが、これについては事務局としては残してもらいたいと考えている。財政的にも地方自治体は危機に瀕している。これは税金を払わず権利のみ主張する方がいるためである。町としてはぜひ入れたい。

委員： 載せるということは、納税の義務を果していない方がいると暗に言っているようだ。

事務局： そのとおり。無視できない額になっているということである。滞納者がいることで対応する職員が必要になり、税金が集まらない上に税金を裂かなければならないという、負のスパイラルに落ちいるためである。また、納税せずに権利だけを主張する方もいるためもあり、ぜひ残してもらいたい。

委員： 質問されたら、今のように答えてよいのか。

事務局： 支障ない。どこの市町村に行っても同じことを言うと思う。議員からは罰則規定を設けられないかとの意見もあったが、実際にやってみないと案には示せない。

⇒ 異議無く了承された。

(8条関係)

事務局： No.42 の第8条と9条については町づくりの主体となる自治会について規定するものだが、一部の自分勝手な住民に対しての強いメッセージを発信できる条文を入れるように、見直したらいかがかという意見である。

第8条と9条について素案は理念型条例としているため、罰則規定的なものをいきなり入れるのはいかがなものかと考えて規定していない。原案でも支障はないと考えており、育てる条例と考えている中で、罰則規定を入れるべきか意見を聞きたいが、7条と同様に、実際にやってみないと案には示せない。

⇒ 異議無く了承された。

事務局： No.48 の意見は町と自治会とで契約的なことが規定できないかとの意見である。町は自治会を中心に広報配布等を含めてコミュニティ活動を依頼している。それらは自治会が以前から町の依頼に対して応じてくれていたものを継続して受けてくれている状況であるため、ルール作りを明記すべきでないかという意見であった。

しかし、自治会との契約行為として規定することで、自治会は町の従属組織と位置付けることになってしまい、町と自治会とが対等な立場でなくなってしまうことから、明記するのは現実的に厳しいと考えている。

委員： 自治会はボランティア団体ではないだろうが、町の情報を伝える一番住民に近い組織として構成されているのが自治会ではないのか。

事務局： 町の中に広報委員が設置されており、広報委員は町が自治会長を任命している。広報の配布は広報委員の立場で対応してもらっているが、実態としては一番住民に近い町の組織かもしれない。

委員： しかし自治会独自の活動や行事も行っている。

事務局： 町が住民から広く声を聞こうとする場合、必ず通すのが自治会である。それも自治会

員に話しを聞くではなく、連合自治会長を經由して自治会長に聞くという形である。

これについては契約行為という意見のため、意見を聞いたということでもいいと思う。

委員： いらんのではないかと思う。

事務局： 契約行為よりも自治会崩壊の方が先に来るかもしれない。また、契約行為がなくても町と自治会とはこれまでと同様な形だと考える。しかし山間地では住居が少なくなっているため、自治会を組織できないというところもある。そのような時に工夫をするのではないかと思うため、現時点では考えないとさせてもらいたい。

⇒ 異議無く了承された。

事務局： No.49 は文言の修正である。「主体として」がある場合は堅苦しい感があるため削除したい。なお、No.50、No.51 は言い回しに関する質問のため、後回しとしたい。

⇒ 異議無く了承された。

(10条関係)

事務局： 第10条については当初の素案には無かったが、以前の会議で議論し付け加えたもので、議員にも付け加えた素案を配布している。これにはNo.54～60の意見が出ている。1号にある営利を追求する経済活動が除外される。イベントで物産販売をし、その収益を会の運営費に充てる団体もあることから、それも除外されるのかという意見があった。また2～4号については憲法に規定されている権利との意見である。議員の意見を総合的に言うと、この条文は入れない方がよいのではないかという意見だった。町の言いたいことは分かるが、営利を追求してもよいことはでき、祭りも宗教行事の一環と捉えることもできる。憲法で認められている権利を、条例に位置づけて抵触させてもよいのかとの意見があった。

11月に行った会議の中で決まり、12月(案)となったものだが、提案委員には10条について意見が出ている旨は伝えたが、この条文を入れてある自治体もある。

委員： 意見は除外規定部分を削った方がよいという意見か。または10条全てということか。

事務局： 10条全てである。確認したいのは10条が必要か否かである。元々素案には無かったが、策定委員の提案があり(案)を作り示そうということが以前の話だった。策定委員の皆様へ審議してもらう前に議会へ示した形である。10条を残す場合、営利を伴わないとした場合、祭り等もできなくなるのではないかという運用上の課題が出かねないので、残す場合には形を変える必要があると思う。しかし1号には含みを持たせるため「専ら」と入れてあるため、イベント等は当てはまらないという見方もできる。また5号の判断は誰がするのかという話しもあった。

そもそもこの条文を規定する必要があるかである。他にも町民の責務等がある中で更に公益活動を規定する必要があるか。

委員： この条文をあえて定義した経過を確認したい。

事務局： 9月の第2回会議の席で一人の委員からの提案に基づくものである。

委員： 町民公益活動は第10条で初めて出てくる文言だが、これがなくなることによって他の条文に影響を及ぼすことが考えられるのか。

事務局： この条文が無かったとして条例の骨格に影響を及ぼすものではない。むしろ制約をかけている条文である。

委員： 第9条までを見る限り必要ないと思える。

委員： これについては除外の方向で、問題があった際に検討することでよいのか。

委員： あえて反対のことをいうと、まちづくりの活動の主体というのが自治体等という流れで始まっている。等という意味が分かりづらいという議論があり、自治会だけでなくまちづくりに参画する一般活動があるという意味だと思う。

それを代表するのが町民の公益活動という形で入れたということなので、むしろ新しい考え方、基本条例の趣旨にあっている内容ではあるが、この内容だと制約を増すものになってしまうため、思想と入れ方が間違っているのではないかと思っている。

仮に条文を取ってしまうと、どうだろうかと思う。もう少し自治会等の等を膨らませ、まちづくりの主体がたくさんあることを分かってもらおう。解説の中に入れ込まず、条文にもう少し盛り込めないかという物足りなさが残る。

事務局： まちづくりの主体は何かと言われる場合、逆に何を入れるかということになる。そこは難しいところである。

委員： 茅ヶ崎市の条例では市民の公益活動についてコミュニティという章があり、「市民及び市は公益の増進に取り組むコミュニティが地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。そのようなものに対しては、市民は協力しなければならない。」となっており、活動そのものを除外する素案のような形にはなっていない。理念型条例であることから、この形であれば自治会とは違った市民の公益活動として尊重されると読める。この限りにおいてはよいと思う。

事務局： 反対方向から見るということである。

委員： 提案委員の考えが排除するために入れているのであれば趣旨が違うことになる。そこは議論が必要ということになる。

事務局： 反対目線で見るというよい意見があったが、その場合はコミュニティについて規定する必要がある。

委員： 条文を残すとすると町民公益活動とは何かを第3条に規定した方がよいと思う。

事務局： コミュニティとは山北町の実態の場合、明らかに自治会だと思う。茅ヶ崎市のようにある程度の規模があれば馴染みやすいが、山北町では中々難しいと思う。

委員： 入れるとした場合、営利を伴わないという点が課題となる。営利を辞書で調べると、財産上の利益を目的として活動することとあり、結果的に利益が上がることも否定できないが、主たる目的でないといえれば、第1項の除外規定となるただし書き以降を外すことも考えられる。

事務局： この条文を残すとコミュニティ等を規定することになり複雑になる。シンプルに理念的にといえれば委員の提案のとおりである。反対に、すっきりとさせると言うのであれば、この条文はなくてもよいと考える。

事務局としては議会への説明の中で、シンプルに基本の部分のみ定義すると言っているため、今回は取った方が説明しやすいと考える。

10条を入れることは主体が具体化されて明記されることである。第8条に自治会等が出てくるが、茅ヶ崎市のようなコミュニティは自治会ではない他の団体となるため、団体について2つの書き方が必要になる。その場合、第3条の中にコミュニティや他の団体を規定する必要がある。

山北町の主体は自治会ということで素案を作っているが、第10条は必要なのだろうか。第8条と2本立てになってしまうのではないか。

委員： 第10条を削り、第8条を膨らませたという意味であればよいと思う。

委員： 第10条を削ることとする。

⇒ 了承された。

(11条関係)

事務局： No.61は、町長は町の中に含まれるはずだが、町長のみ特出しするのはどうかという意見であるが、職員の条文を作る関係で、ここでの検討は不要となる。

No.62は書き方について最後に議論させてもらう。

(12条関係)

事務局： No.63も書き方についてのため最後に一括議論とさせてもらう。

(13条関係)

事務局： No.64は語句の修正であるが、「するように」としたらどうかという意見だが、これについては特に反論する必要はないと思うため修正したい。

⇒ 修正することを了承された。

No.65も書き方についてのため最後に一括議論とさせてもらう。

No.66も後に議論する。

(14～17条関係)

事務局： No.68～No.79も書き方についてのため最後に一括議論とさせてもらう。

(18条関係)

事務局： No.80も書き方についてのため最後に一括議論とさせてもらう。

No.81は総合計画等各種事業計画策定時において意見聴取についてだが、これは現在も実施している。総合計画の場合、総合計画審議会を立ち上げて実施しているが、この意見では意見聴取する中で計画を策定するとしたらどうかというもので、明確に分かりやすくしたらどうかというものである。

時代的には町民を入れずに計画策定をすることは不可能と思う。役場としては規定されたから新たに何かを行うというものではないため、どのようにすべきかを議論したいが、18条の見出しが町民からの意見聴取とあるため、2項に改めて書くことや、検討も不要と思う。

⇒ 異議なく了承された。

(19条関係)

事務局： No.82～88は議会関係の質問である。19条は2項目だけの(案)としたが、ほとんどの議員はもう少し増やしてもよいのではという考えのようだった。その中で、ある議員から議会の中で考えようという意見も出たが、条例は議決事項であるため町長に考えてもらおうという話となった。

事務局では素案の内容でもよいと思っており、議会基本条例も作ってから後々、項目を追加すればよいのではと思っているが、議員からは追加してもよいとの意見がある。

委員： しかし分かりやすいと思う。逆にこれ以上に何かあるのかとも思う。

事務局： 基本的には議会についてはシンプルにするのが一般的で、大都市では議員交際費を明らかにしなければならないや、議員歳費の削減に努めなければならない等と書いてあるところもあるが、大都市規定を山北町に当てはめるのは馴染まないかもしれない。

規定すべきところは規定されており、このままでもよいのではないかと思う。

委員： 議決機関とはどのような機関を指すのか。政策立案機能を含んでいるのか。

事務局： そのとおり。政策立案も含まれている。

委員： 条文の文言で質問したい。第1項に町民の代表から選出されるとある。20歳未満の方も町民に入っているが、参政権がないことから、このような表現となっているのか。

事務局： 未成年は含まれない。また、町民から選出されるとしている自治体もある。

委員： 町民から代表として選出されたであれば分かるのだが、町民に代表する方がいて、アメリカの大統領選挙のように捉える方が出てしまうことが考えられないか。

事務局： 町民から選出されるに修正する。

議会に関する条文が多いのは議会が機能していないことを指し、シンプルであれば機能しているということを示すので、むしろ素案の内容でよいと思う。

条文の文言の修正はするが、他は議会の自立権を認めて考えてもらいたい。

⇒ 異議なく了承された。

(20条関係)

事務局： No.90について、2項には町長が自ら発議することができるという規定はしない方がよいのではないかという意見である。

基本的には住民投票という条文を自治基本条例に設けるが、細部について自治基本条例に定めることはなく、別に住民投票条例を定めるものであり、自治基本条例ができた後に住民投票条例を策定するという考え方であると説明をした。この条文は住民の権利として住民投票を認めるという意味である。

No.90についてだが、町の定義を見直すことがあり、町の中に町長が含まれるという話しになると、2項は削除しても問題ないことになる。

地方分権が進む中で首長の個性やリーダーシップが問われる時代になっている。例えば選挙まで期間がある時期に重要な問題が発生した際に、選挙を待てない状況において、町長の自主的な政策判断により住民投票発議する権利はあるので、それを明確に規定しておくという意味では現状の2項でもよいと思う。

委員： 2項をなくして、町長が発議できなくなるという問題はないのか？

事務局： 上位法で規定されているため問題ない。また、住民投票は規定されているので簡単にできるというものではない。伝家の宝刀であり抜く方が支障ある。

職員を規定することもあり、残すことで町民に誤解を与えかねないことから、2項は削除したい。

⇒ 異議なく了承された。

No.91は見直すこととする。

No.92、No.93は書き方についてのため最後に一括議論とさせてもらう。

(21条関係)

事務局： No.94は20歳未満で働いている方もいることから、20歳未満を一律に子どもとするのはどうかという意見である。

No.95は策定委員会でも議論され、当初案には年齢が入っていたが年齢を外した経過がある。年齢を外した後の文言がそれぞれの能力であったが、素直な気持ちに直した方が、言葉遣いがやさしいのではないかという意見だった。

No.96は15歳未満の子どもは、自らが取り組める範囲内でまちづくりへ参加するよう努めなければならないとしたらどうかという意見である。この意見は22条関係のNo.100にも同様の意見があるが、策定委員会で以前議論した経過もあることから検討不要と考える。

それぞれの能力という文言を修正するのか。また、解説部分を修正するのかについて意見を伺いたい。解説には概ねということで20歳未満、65歳以上とあるが、現状のままだとNo.94の意見と食い違ってしまう。働いている方とそうでない学生の方とは社会への係わり方が違うと思う。活動の場所が違うと思うことから、条文の書き方に工夫が必要と考える。

委員：今の説明を聞くとNo.97の意見は理解できる。その辺を盛り込めればいいのかと思う。

事務局：経験を活かしたというのは22条に入ると思う。

委員：子どもは立場や、あるべきその存在としてまちづくりに参加してほしいということが、経験という言葉で解釈されたのではないかと思った。

事務局：例えば、子どもは素直な気持ちを活かしてとしたらどうか。

委員：少し違うように感じる。

委員：No.96の15歳未満の子どもをとり、自らが取り組める範囲内としたらどうか。

委員：自らが行なえるという意味でいいかもしれない。

事務局：子どもは自らが取り組める範囲内でまちづくりに参加するよう努めなければならないということになる。

⇒ 異議なく了承された。

(22条関係)

事務局：高齢者は経験を活かしてまちづくりへの参加をするよう努めなければならない、としたらどうか。

委員：それならよいと思う。

委員：上と下で同じ言葉を使っていたが、今回違った言葉を使ったことで分かりやすくなったと感じる。

事務局：第8章の見出しも変える必要がある。「能力に応じた」を除き、子ども及び高齢者のまちづくりへの参加としたい。この場合、解説部分の年齢をどうするかだが、「子どもは20歳未満、高齢者は65歳以上の町民を指しますが、」までを削らせてもらったかどうか。

⇒ 異議なく了承された。

(全体関係)

事務局：全体を通して、ここまでに言葉の言い回しの関係としてきた部分について意見を伺いたい。No.3と同様の質問で内容は行政側が努力規定となっているが、町民側を努力規定、行政側を義務規定にすべきとの意見である。この話しは当初に方向性について議論しており、策定委員会としてこの素案で進めることになった。

もし町の立場も義務規定とするのであれば、ただし書きで除外規定を付け加えることになる。将来あまりに強い縛りかけるのはどうかということである。

町民に対して義務規定となっている部分は、町民として当然のことをお願いするという意味合いの義務規定が強い。これに対して役場組織として義務規定とした場合、条例に縛られることになり、将来起こりうることを予見して丁寧に担保させなければ、条例ができたことにより町の事務がやり難くなる可能性がある。これは避けたいと考えている。基本的な方向性として現素案のままにしておいた方が行政事務としてはやりやすいと思う。

委員：「するものとする」か、現行の「しなければならない」かの、どちらを選ぶかという

ことか。

事務局： 全体として「するものとする」か、現素案のとおり「しなければならない」かが根幹の問題である。

委員： 行政に対しては「するものとする」、他のものについては「しなければならない」という3つのパターンのどれかという問題ではないのか。「するものとする」とした場合、しなかった時は罰則のニュアンスが見え隠れする。私はどれも「しなければならない」とした形がよいと思う。

委員： 行政が「しなければならない」とすることに実務上の制約があるのであれば、町民の方を変えるという方法もある。例えば先ほどの子どもや高齢者の部分は「努めなければならない」とあるが、「ならない」とまで言う必要があるのかということである。差がない方がよいと思う。

事務局： 解釈の幅をもたせるという意見である。

語尾の部分によってとらえ方は違う。法律ではその部分に解釈の幅を持たせて運用するという方法もある。議員と話しをしていると、町民に義務規定としておきながら役場が努力規定とするのは、バランス的にかがつかないという意見は出ていた。

しかし、全て「努めるものとする」とした場合は、「努力しましょう」という条例になってしまい、条例ができあがった際に、インパクトがないものになってしまうのではないかと思う。

委員： インパクトは弱い。

事務局： 全てを「努める」とした場合、条例自体が不要のように思われてしまう。

町の部分で努力規定となっているが、目的や条例の位置づけを考えると、ここでいう努力規定とは逃げ道が多い努力規定というよりもむしろ限りなく義務規定に近く、例外規定以外はほぼ義務規定に近い意味合いが読み取れると思うので、「することとする」というように統一するまでの必要はないと思う。バランスという点が今後問題になるのであれば、表記の仕方を見直す必要はあるかもしれないが、原案を全て変える合理的な理由は見当たらないと思う。

内容が分かりやすいようにNo.24を例題とする。「遵守しなければならない」を「遵守するものとする」というのは書き方の違いである。意見のとおり原案を直すか、意味は変わらないことから原案どおりとするかである。

委員： 「するものとする」は普段使わないのではないか。

事務局： ここまで議論をしてきた中で、どちらかを選択する際は町民の分かりやすい言葉を選んできた。策定委員会としては意味が同じであれば分かりやすさを選択した形としたい。

委員： 「するものとする」の場合、するのは分かるが「しなければならない」の方が分かりやすいと思う。条例づくりの経験がないため分からないが。「するものとする」とは、しっかりとした枠組みを作るための言葉だと思っていた。

事務局： 自治基本条例は普通の法律を作るよりも、ある意味で難しいところがある。法理論的に沿って作ると漢字が増えて語尾も整然としてくるが、自治基本条例の良さとはどこまでも言葉を分かりやすくすることが可能な手作り感である。

法律の効果を妨げるものは精査が必要と思うが、基本案として出す部分についてのポイントは分かりやすさにあると思う。

策定委員会では分かりやすさを前面に出すことにして、町に提言を出した後に役場の

課長らが見て言葉を難しくしろと言われた場合、意味は同じでも難しくなるかもしれない。しかし、策定委員会では分かりやすさを重要視したということではいかか。よって、この会議では修正しないということではいかか。

⇒ 異議なく了承された。

事務局： 今日の会議の結果を踏まえ、議会からの意見について事務局で検討することにする。

委員： 資料3に戻ることにする。

委員： すでにこれまでの検討で結論が出ている部分もあるが全体を通して資料3の説明をさせてもらう。

条例及び逐条解説だが、P2の上部にある山北町自治基本条例（素案）解釈及び運用の基準とあるが不要ではないか。

事務局： 運用基準とは条例ができた際に、役場の実務をする上で必要となるものなので、不要である。

委員： 第1条の「基本方針」、第2条にある「基本となる」とあるが、同じ文言に一本化した方がよいのではないか。また、第2条第1項については最大限を除くことにしたらどうかということと、「等」が入っているということである。

第3条については町の定義についてのためよいと思う。また町が主語となっている場合は、全ての行政執行機関活動となることから、定義を直しても執行機関が入るとどうかという疑問が残る。

事務局： 町と書いてあっても町全てを指すものでなく、状況に応じて町の中にある執行機関がするというみなし規定の意味合いがある。よって、執行機関であっても支障はないと考える。

委員： 言葉だけで読めばその条文はおかしいということになる。定義の中に含まれている部分が人によって解釈が分かれるのは、条例としていかなものかという趣旨である。そのような部分を許すか許さないかにより条例の運用に影響が出ることになると思う。

事務局： 基本的には善意で作る条例であるため、みなし規定で準用できればよいと考えるが、説明不足の部分はある。

委員： 第6条に町民の権利として自由意思に基づいてまちづくりに参画するとしながら、第7条では責務としているため、どのように読むのか。第7条第2項を努めることが町民の責務として読むのであれば、第1項は不要ではないかということである。

事務局： 第7条第1項は憲法でいう基本的な人権の尊重の意味合いで、全てを包含しているものである。指摘のとおり第7条第2項により同条第1項は担保できるかもしれない。

委員： 参画する際の対応の仕方という意味で、より分かりやすくはなっていると思う。

委員： 第2項を前面に出した方が分かりやすいのではないかということである。現状でだめだと言っているわけではない。

委員： 第7条第1項では責務を有するものとするとなっており、第2項では努めなければならないとなっている。

事務局： 第6条は権利及び責務のようにまとめる条文もあるが、権利は権利として表記した。

委員： 構造はこれでよいと思う。

第7条第3項は入れるのであれば事務局(案)として入れるのか、ということを確認するためのものである。

第8条は自治会等の等について内容を記載し、自分たちの自治基本条例とすべきでは

ないかという意見だが、現実的な最初のステップとしては自治会しかないということは理解できる。

委員：自治会とは何かということを定義するということか。

委員：それが先ほどの議論となる。ここを自治会とした場合、自治会以外の公益活動を別に入れた場合は分かり難いということだった。再度公益活動について自治会以外を等の中に含めることで議論は落ち着いたので、それでよいと思う。

第10条の公益活動を別立てするのであれば、第3条に定義がないと分からないのではないかという意見だが、仮にこれで通すということであればよいのではないかと思う。

第14条について、地方自治法の改正に伴い総合計画の策定義務がなくなったが必要ということであれば、総合計画を作るプロセスを伺いたい。

事務局：総合計画は議会の議決事項ではなくなった。議会が議決できる事項は法律で決まっております。法律に定められていた議決事項が削除されたため、議会へは報告のみとなる。

委員：総合計画は町が自由に決められるということか。

事務局：実務面を考えると事実上は難しいと考える。町議会には本会議と全員協議会があるが、本会議は議決する場で、全員協議会では考え方等を説明する場となるが、報告の際は全員協議会で行うことになる。

総合計画は10年先の町を見据えた計画策定となる。今までは法律に基づき策定し、方向性等の説明もしてきたが、根拠となる法律がなくなったことで、町が策定しないこともできるようになった。しかし町としての方向性を示すために自治基本条例の中に総合計画を造ると義務付けておく必要がある。

委員：法律がなくなり総合計画を作らなくなることを想定して、町として作らないことはない規定するためのものということか。その場合、第1項と第2項の順序が気になるところである。

第14条解説に最高規範的などあるが、第2条では最高規範とある。使い分けに幅があるのかを確認したい。

事務局：表現を統一して最高規範とする。

委員：第15条について町とした場合、教育委員会や選挙管理委員会等の行政執行機関でも行政改革大綱をつくることにならないかという意見である。町に執行機関が入ると読み難い部分もあるが、その中のどこかの機関で行うという解釈となる。第16条も同様である。

第18条について第3項に必要な提案ができるとあるが、代替案として出すことを指すのか、意見を述べるという意味なのかを確認したい。

事務局：両方の意味合いがある。例えば記入用紙等に案を添付される方もいることから、案の中に意見も含まれ、運用上の支障はない。

委員：パブリックコメント制度の使い方が分かり難いので、補足説明をしてもらいたい。

事務局：パブリックコメントは議員からも意見を聞いており、解説について補足する。

進んでいる自治体にはパブリックコメント制度があり、意見聴取期間を1ヵ月設けなければならない等の手続きが定められているケースもある。

委員：第23条に自治体という文言が出てくる。第3条に自治体の位置づけが必要ではないか。

第24条の条例の見直し規定について概ね5年を目途に見直しをするとあるが、直す必要があるかの検証をして、条例が常に最善の状態となっていることを確認できることが必要でないか、最初に決めておく必要があるのではないかと思う。

茅ヶ崎市の事例では最初に行う検証は施行の日から3年以内となっている。また、検証にあたっては実効性の検証を行える有識者等による見直し要否が必要ではないか。

事務局： 見直し規定について9月案の段階では5年という明確な規定はなかったが、その話しを聞いて概ね5年と規定した。

委員： 見直しを行う5年とはいつを指すのかを記載するのか。

事務局： 施行の日からでよいと考える。

(ア) 会議の公開について（事務局による説明）

- ・ 本日の会議について、前回の会議録については全委員の名前を伏せて委員として修正する。
- ・ 公開対象については、会議次第、資料1の会議録、資料3の素案に対する意見・質問、資料4は事務局の見解を除いたものとする。

3 その他 特段なし